

| 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | |
|---|---------|
| (1)非住宅部分の用途が工場等のみの場合 | 単位（円） |
| 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 16,700 |
| 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 27,100 |
| 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 80,400 |
| 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1,0000平方メートル未満のもの | 128,000 |
| 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 161,000 |
| 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの | 201,000 |